

IFRS 10Minutes

PwCが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 30
2015年7月

pwc

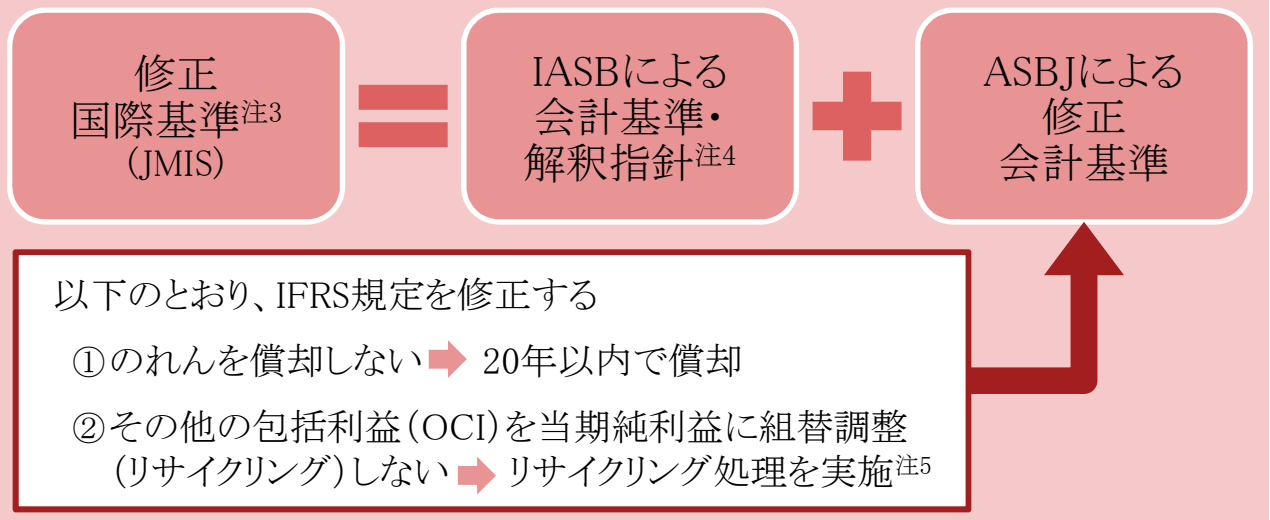
ASBJが修正 国際基準(JMIS) を公表

ハイライト

- 主な会計トピックや最近の状況を概説
 - 概念フレームワーク
 - IFRS適用レポート
 - 企業結合適用後レビュー
- その他のIFRS関連ニュース

基準書、マニュアル他
IFRSの総合的な情報は
Inform

ASBJは6月30日、修正国際基準^{注1}(JMIS^{注2})を公表しました。これは、IFRSの任意適用の積上げおよびIFRSに対する積極的な意見発信のための方策の一つとして導入されたIFRSのエンドースメント手続を実施した結果、公表されたものです。



(注1) 正式名称は「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」

(注2) Japan's Modified International Standards の略

(注3) 修正国際基準は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用可能

(注4) 今回の初度エンドースメント手続では、2012年12月31日現在でIASBより公表されている会計基準および解釈指針が対象とされた

(注5) 資本性金融商品、金融負債や退職給付債務等に係るOCIのリサイクリング処理を行う

What's New



日付	主体	2015年4月～6月の主なニュース
04月15日	金融庁	「IFRS適用レポート」を公表【02ページ】
04月15日	金融庁	企業会計審議会第2回会計部会にて「IFRS適用レポート」等の報告【04ページA】
04月16日	IASB	IASB議長が新たなミッション・ステートメントを公表
05月19日	IASB	新収益基準の発効日を延期する公開草案を公表【04ページB】
05月21日	IASB	中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs) の包括的なレビューを完了【04ページC】
05月28日	IASB	概念フレームワークを改善する公開草案を公表【01ページ】
06月10日	ASBJ	ASBJとFASBが定期会合の実施を公表
06月17日	IASB	企業結合基準の適用後レビューを完了【03ページ】
06月18日	IASB	年金会計について狭い範囲の修正を提案【04ページD】
06月22日	ASBJ	ASBJと欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が二者間会合を開催
06月24日	IFRS財団	会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) の新構成を公表、ASBJが再任
06月30日	ASBJ	修正国際基準 (JMIS) を公表【表紙】
06月30日	金融庁	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表【04ページE】
06月30日	政府	「日本再興戦略」改訂2015を閣議決定、「IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進」も明示【04ページF】

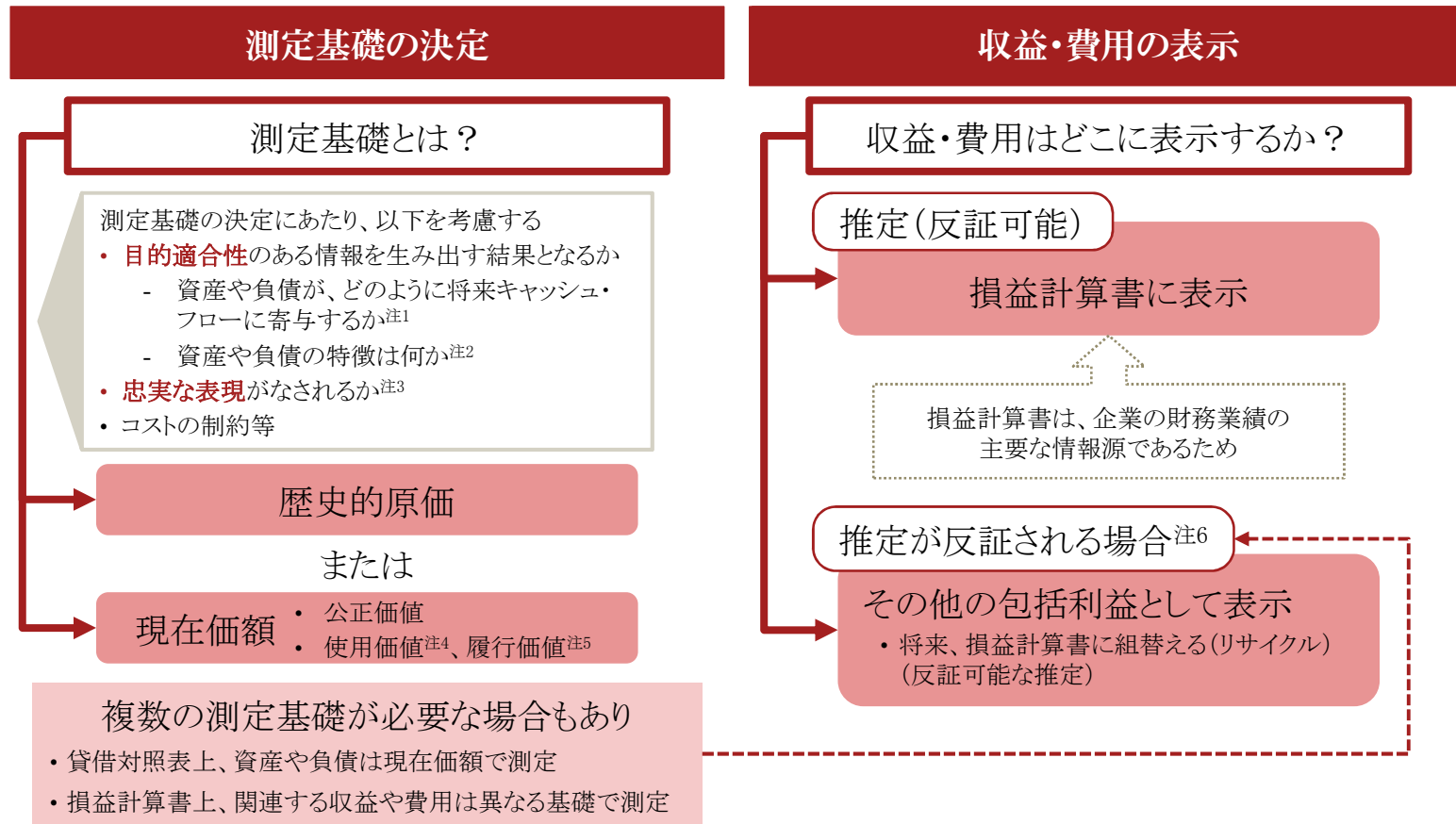
01

概念フレームワークの公開草案

IASBは、5月28日、財務報告に関する概念フレームワークを改善するための公開草案を公表しました。コメント期限は10月26日です。概念フレームワークは、IASBの基準開発を支援する役割を有しています。

概念フレームワークのプロジェクトは2010年の改訂をもって中断されていましたが、再開を求める意見が多く寄せられました。その結果、IASBは概念フレームワークの改訂を優先的に進めているところであり、2016年に最終化する予定です。

今回は、公開草案の提案のうち、測定基礎と収益・費用の表示について紹介します。



(注1) 例えば、不動産が売却によって実現されるならば、当該不動産は、売却によって将来キャッシュ・フローを生み出す

(注2) 例えば、キャッシュ・フローの変動可能性の性質や程度、市場要因の変動(あるいは他のリスク)に対する価値の感応度等を考慮する

(注3) 例えば、ある項目のキャッシュ・フローが別の項目のキャッシュ・フローに契約上リンクしている場合、関連する項目に異なる測定基礎を使用すると、忠実な表現がなされない可能性がある(この場合、同様の測定基礎を使うことで、より有用な情報が提供される可能性がある)

(注4) 使用価値とは、資産の継続的使用とその耐用年数の最終時における処分から得られると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値をいう

(注5) 履行価値とは、負債の履行時に生じると見積られるキャッシュ・フローの現在価値をいう

(注6) 資産や負債を現在価値で測定したことにより発生した収益・費用であり、それを損益計算書から除くことで情報の目的適合性が高まる場合にのみ、反証され得る(例えば、複数の測定基礎が使用され、資産や負債は現在価値で測定され、関連する収益や費用は異なる基礎で測定される場合)

02

金融庁による IFRS適用レポート

金融庁は、4月15日、「IFRS適用レポート」を公表しました。このレポートの概要を紹介します。

このレポートは、2014年6月24日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014にて言及されていたもので、当該閣議決定に基づき、IFRS任意適用企業の実態調査・ヒアリングが実施され、とりまとめられたものです。

今回、69社に調査票が送付され、そのうち65社から回答が寄せられました。対象の69社は、2015年2月28日までに任意適用した企業(40社)および同日までに任意適用の予定を公表した企業(TDnetで公表した29社)の合計であり、国内非上場企業2社が含まれます。

また、問題点をより具体的に把握するため、調査票に回答した65社のうち28社に対して、直接ヒアリングが実施されています。

項目	調査結果														
IFRS任意適用を決定した理由/移行前に想定していた主なメリット	<p>■ 「経営管理への寄与」を1位に順位付けした企業が、65社中29社と最多であった</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営管理への寄与*1</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>比較可能性の向上*2</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>海外投資家への説明の容易さ</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>業績の適切な反映</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>資金調達円滑化</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>移行による実際のメリットについては、60社中54社が、想定していたメリットの回答と同順位を回答した</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>適用企業の多くが、移行前に想定していたメリットを実際に享受していると考えられる</p> <p>*1 「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」という項目を1位に順位付けした企業が29社であった *2 「同業他社との比較可能性の向上に資する」という項目を1位に順位付けした企業が15社であった</p>	項目	回答数	経営管理への寄与*1	29	比較可能性の向上*2	15	海外投資家への説明の容易さ	6	業績の適切な反映	6	資金調達円滑化	5	その他	4
項目	回答数														
経営管理への寄与*1	29														
比較可能性の向上*2	15														
海外投資家への説明の容易さ	6														
業績の適切な反映	6														
資金調達円滑化	5														
その他	4														
移行コスト	<p>■ 企業の規模、システム構築方針、IFRS導入の目的・メリットとして何に重点を置くかにより様々</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行に直接要した総コスト： 5千万円未満～10億円以上 システム対応に要した期間： なし～3年以上 移行期間： 1年未満～6年以上 														
移行時の主な課題	<p>■ 主な課題として、「特定の会計基準への対応」を1位に順位付けした企業が43社であった</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定の会計基準への対応*3</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>人材の育成および確保</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>会計システムの導入または更新</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>*3 有形固定資産、収益認識、無形資産、資産の減損、金融商品(認識・測定)、報告日の統一などが挙げられた 監査対応上も迅速性・円滑性に欠ける面があったり、企業の側も自社のビジネスモデルをどう会計処理するか、原則主義のIFRSの下で、練度が欠けるとともに、IFRSを理解できる人材の確保という問題があるとする企業も相当数みられた</p> <p style="text-align: center;">関係者における会計人材の裾野の拡大が一層期待される</p>	項目	回答数	特定の会計基準への対応*3	43	人材の育成および確保	9	会計システムの導入または更新	5	その他	3				
項目	回答数														
特定の会計基準への対応*3	43														
人材の育成および確保	9														
会計システムの導入または更新	5														
その他	3														
今後に向けたアドバイス	<p>■ 今後、導入を検討する企業に対し、導入済企業から、他社との連携や他社事例の分析が重要であるとの意見が数多く寄せられた</p>														

03

企業結合に関する適用後レビュー - のれんの処理

IASBは、6月17日、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューが完了したことを発表しました。

適用後レビューの結果、IASBは、IFRS第3号の規定に対して、全般的な支持がみられることを確認しました。しかしながら、のれんの会計処理等の一部の領域については、さらにリサーチを実施する予定です。

一方、ASBJは、5月19日、リサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」を公表しました。これは、のれんの会計処理のあり方に関する国際的な議論に貢献するために作成されたものです。

のれんの処理に関して、IASB およびASBJが示した考察を紹介します。

IASB 企業結合 適用後レビュー 報告書 / フィードバック・ステートメント

ASBJ リサーチペーパー第1号 「のれんの償却に関するリサーチ」

のれんの処理に関する、学術論文のレビュー結果

学術論文の研究成果をレビューした結果、減損のみのアプローチ(非償却、現行IFRS第3号の処理)が、目的適合的であることが裏付けられた

学術論文の研究成果によって、減損のみのアプローチ(非償却)の方が、償却および減損アプローチよりも優れていると結論を下すことは、少なくとも、困難であると考えられた

のれんの処理に関する、投資家/利用者の見解

減損のみのアプローチ(非償却)については、賛成する意見、反対する意見(償却を支持する意見)の両方がみられた

日本の財務諸表利用者の過半数が、償却および減損アプローチを支持していた
(日本証券アナリスト協会が会員に実施したアンケートに基づく)

企業結合に関する適用後レビュー Q&A

Q1. 適用後レビューとは？

A1. 新基準や大規模な修正が、意図した通りに機能しているかどうかを確認するための仕組みです。発見事項の内容次第で、以下のいずれかにつながる可能性があります。

- 基準をそのまま維持する
- 基準の適用を引き続きモニターする(結果が決定的でない場合)
- 基準を改訂するためのアジェンダ提案を行う

Q2. どのような情報をもとに実施されたのか？

A2. IASBは、主に以下の3つから得られた情報をもとにして、適用後レビューを実施しました。

- 学術文献およびその他の報告書のレビュー
- 投資家およびその他の財務諸表利用者からのフィードバック
- 作成者、監査人および規制機関からのフィードバック

Q3. のれんの処理以外に今後IASBがリサーチする予定の論点は？

A3. のれんの減損テストの有効性・複雑性、事業の定義、無形資産の識別および公正価値測定についてリサーチ予定です。

04

その他のIFRS 関連ニュース

4月からの3カ月間のIFRSに関連するその他のニュースについて紹介します。

さらに直近のニュースをご覧になりたい場合は、PwCのInformウェブサイトをご利用ください。アクセス・フリーですので、いつでも、どなたでも閲覧可能です。

Inform



IFRS実務マニュアル・基準書は登録会員がご覧になれます。

A. 企業会計審議会第2回会計部会にて「IFRS適用レポート」等の報告(4月15日)

金融庁が「IFRS適用レポート」を公表した4月15日、企業会計審議会第2回会計部会が開催され、当該レポートに関する報告がなされました。また、ASBJからは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討に着手する決定を行ったことが報告されました。

B. IASBが新収益基準の発効日を延期する公開草案を公表(5月19日公表、コメント期限 7月3日)

IASBは、5月19日、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を1年延期し、2018年1月1日とすることを提案する公開草案を公表しました。早期適用は依然として認められます。IASBは7月の会議でフィードバックを検討し、発効日を変更するかどうかの最終決定を行う予定です。

発効日の延期を提案する主な理由は、共同の収益移行リソースグループによる会議を受けて、IFRS第15号を明確化するための公開草案の公表が予定されていることです。IFRS第15号は、2014年5月にFASBと共同で公表されたもので、発効日は、当初、2017年1月1日とされていました。FASBも発効日を1年延期する公開草案を4月29日に公表し、7月9日に延期の最終決定を行ったところです。

C. IASBが中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs)の包括的なレビューを完了(5月21日)

IASBは、5月21日、中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs)の包括的なレビューを完了し、限定的な修正を公表しました。

主な変更点は以下のとおりです。

- 有形固定資産の再評価を認める
- 繰延税金の認識および測定に係る主要な要求事項について、IFRSと整合させる

中小企業向けIFRSを使用している企業は、2017年1月1日以後開始する事業年度から、本修正の適用が求められます。早期適用は、すべての修正を同時に適用する場合に認められます。

D. IASBが年金会計について狭い範囲の修正を提案(6月18日公表、コメント期限10月19日)

IASBは、6月18日、年金会計に関する公開草案を公表しました。この公開草案は、投資家への情報を改善するものであり、また実務における一部の多様性に取り組むものです。

確定給付制度が報告期間の期中に改訂、縮小または清算される場合、企業はこれらの変更に関連するコストを計算するために、確定給付制度債務および制度資産の公正価値に関する仮定を更新する必要があります。IAS第19号「従業員給付」について提案される修正により、企業は改訂等の変更後の残りの期間における当期勤務費用および利息純額を計算するために、更新された情報を使用することが求められます。

IFRIC第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」について提案される修正は、第三者(例えば、制度の受託者)のパワーが、企業の制度の積立超過の返還に対する権利にどのように影響するのかについて取り組むものです。

E. 金融庁が連結財務諸表規則等の改正案を公表(6月30日公表、コメント期限 7月30日)

金融庁は、6月30日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表しました。これは、修正国際基準(JMIS)の公表を受け(表紙参照)、その適用が制度上可能となるよう、所要の改正等を行うものです。

F. 「日本再興戦略」改訂2015にIFRS任意適用の促進を明示(6月30日)

政府は、6月30日、「『日本再興戦略』改訂2015」を閣議決定しました。2008年のG20首脳宣言で示された、会計における「単一で高品質な国際基準を策定する」目標の実現に向け、引き続き、IFRSの任意適用企業の拡大促進に努めることが明示されています。また、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行うこと、IFRSの適用に関する検討状況を分析し、IFRSの適用状況の周知を図ることが示されています。

How PwC can help

IFRSの基準書や総合的な情報は
Inform

**PwCがお手伝い
できること**

IFRS導入支援

全面的なIFRSコンバージョン支援から、特定領域のみのアドバイザリーまで幅広くご支援します。

グローバル勘定科目 統一支援

経営情報の比較可能性向上と業務効率化のため、勘定科目の整備と会計マニュアルの作成をご支援します。

内部監査支援

アドバイスから、リソースの提供、アウトソーシングまで、クライアントの体制とニーズに適した関与形態でご支援します。

決算期統一・ 決算早期化支援

決算早期化の阻害要因を解決し、マネジメントサイクルの統一をご支援します。



日本企業をとりまく状況
グローバル化の進展・加速

海外子会社とのコミュニケーション/協働体制を推進する必要性
グローバル経営管理体制の強化/再構築の必要性

企業買収・再編関連 会計アドバイザリー

M&Aなどの取引実行前段階から実行後段階まで、すべての場面で会計アドバイスを提供します。

経理人材育成 の研修支援

クライアントのニーズに合致したカスタマイズした研修を提供して、経理人材の育成を支援します。

海外進出の 総合支援

海外進出に当り、現地調査から設立手続きまで総合的に支援します。

複雑な会計領域 のアドバイス

複雑な会計領域について、戦略的な会計処理をご提案します。

Contact us



PwC Japan

PwCあらた監査法人

京都監査法人

プライスウォーターハウスクーパース株式会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwc.com/jp/ja/ifrs>

Inform: (PwC Globalの方針に基づき、ウェブサイトの正式な名称を“PwC Inform”から“Inform”に更新しました)

<https://inform.pwc.com/inform2/show?action=bookshelf>

IFRSの基準書や総合的な情報は
Inform

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 小林 昭夫 澤山 宏行

© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.